

確定申告に関するお知らせ

税理士による無料申告相談
～パソコンによる申告書を作成します～

年金受給者や給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます。申し込みは不要です。

※市県民税の申告受付の詳細は、3 ページに掲載しています。

■日時 2月8日（金）9：30～12：00／13：00～16：00（開場 9：15）

※混雑状況などにより、受付を早めに終了する場合があります。

■場所 すこやかセンター2階会議室1

■持ち物 ○源泉徴収票など申告に必要な書類 ○筆記用具
○電卓など ○印鑑

○マイナンバーに係る本人確認書類（①マイナンバーカードまたは②通知カードなどの番号確認書類と身元確認書類）の写しなど

○前年に申告した人は、前年の申告書などの控え

○成田税務署からハガキや封書で「確定申告書」や「確定申告のお知らせ」が届いている人は持参してください。

○成田税務署の申告書作成会場でパソコンによる申告書の作成を行ったことがある人は、そのときの控え

○医療費控除を受ける人は、事前に「医療費等の明細書」を作成してください。申告書や明細書などの様式は、国税庁ホームページで入手できます。

■注意事項

○申告書などの提出のみの場合は、直接税務署に持参するか、郵送で提出してください。

○用紙の配布のみは行いません。

○事業所得、農業所得、不動産所得、先物取引に係る雑所得、土地・建物及び株式などの譲渡所得がある場合、損失などの繰越控除がある場合や住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）適用初年度の人は参加できません。

☎課税課 ☎（93）0443

公的年金の源泉徴収票が送付されます

厚生年金や国民年金など、老齢（退職）を支給事由とする老齢年金を受けている人に、源泉徴収票が1月下旬頃に送付されます。

障害年金や遺族年金は非課税ですので、受給者に対する源泉徴収票の送付はありません。

■確定申告が必要な人

○公的年金収入が400万円を超える

○公的年金収入が400万円以下で、公的年金以外の所得合計が20万円を超える

○公的年金の源泉徴収票の内容に変更・追加がある
（扶養控除や本人控除、社会保険料控除など）

※所得税の確定申告は必要ないが市・県民税で各種控除を受ける人は、市・県民税の申告が必要です。

☎幕張年金事務所 ☎043（212）8621

ねんきんダイヤル ☎0570（05）1165

医療費通知を活用した医療費控除申告

確定申告で医療費控除を受ける場合、医療費控除の明細書の提出が必要ですが、医療費通知を添付することで、その記載を簡略化でき、医療費通知に記載のある医療費の領収書の提出・保存が不要となります。

■平成30年度の医療費通知発送月（診療年月）

①平成30年8月10日発送済み（平成30年1月～5月）

②1月中旬発送（平成30年6月～10月）

③2月中旬発送（平成30年11月） ④3月中旬発送（平成30年12月）

※市からの通知は、富里市国民健康保険証で受診した人に送付します。その他の医療保険者の通知は、各医療保険者に問い合わせてください。

■注意事項

○医療費通知に記載のない医療費を申告する場合、その領収書に基づき医療費控除の明細書への記載が必要です。また、その場合は、確定申告をしてから5年間、領収書の保存が必要です。

○医療費助成、出産育児一時金、高額療養費などで自己負担額が異なるときは、その金額を差し引いて申告してください。

☎国保年金課 ☎（93）4083

源泉徴収票や市からの医療費通知が届かないとき、紛失してしまったときは、再発行できますので、各機関に問い合わせてください。



▲空港情報通信株式会社代表取締役社長の小澤喜宏さん（右）と相川市長（左）



▲空港情報通信株の皆さん
國本教育長、市内中学校の校長

とみさとプラザ

市内中学校の教育振興のため
空港情報通信から
学習用教材が寄贈されました

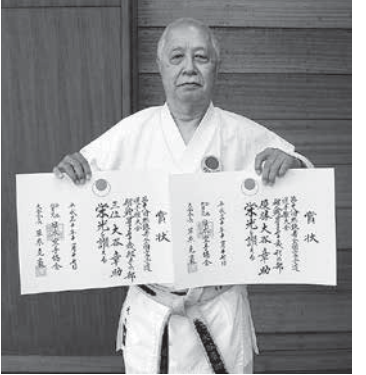
平成30年12月13日に、学習用教材の寄贈式が行われました。空港情報通信から、創立30周年記念事業として、市内の各中学校に書画カメラを寄贈していただきました。寄贈された教材は、早速授業などで有効に活用されています。

第18回熟練者全国空手道選手権大会

大谷章助さんが
形の部で優勝・組手の部で第3位

平成30年11月17日、文京スポーツセンター＜東京都文京区＞を会場に第18回熟練者全国空手道選手権大会が開催され、大谷章助さん（日吉台）が個人戦男子70歳以上形の部で優勝しました。また、組手の部では第3位となり大健闘しました。

大谷さんは、自分より年齢の高い選手がまだ現役で頑張っているのを見て、さらに精進したいと語ってくれました。



消費生活
相談コラム
174

はい、こちら
消費生活センターです！

消費生活全般に関するトラブルについて、消費生活センターに寄せられる相談事例を紹介します。

●「保険金の手続きをサポートする」と勧誘する住宅修理に注意！の巻

◆事例◆ 来訪した事業者に「家屋に壊れたところはないか。損害保険で負担なく修理ができる。」と言われ、数年前の大雪でベランダの屋根がゆがんだことを話すと、「調査員を手配する。」と言うので申込書にサインした。申込書をよく見たら「保険金額が、見積金額より安くて工事が困難な場合は、30%の手数料を払う。」と記載されていた。手数料の話は聞いていないし、不審なので申し込みをやめたい。
（70歳代 女性）

◆アドバイス◆

○自然災害による住宅修理について「保険金が使える」と勧誘されても、損害保険金を実際にいくら支払われるのか、また、保険金が出るとは分らないので注意しましょう。

○保険金を請求する手続きのサポートにかかる手数料を請求される場合がありますが、損害保険の補償対象にはならないので注意しましょう。

○「自己負担はない」と住宅修理の勧誘をされても、本当に負担なく必要な修理が出来るかどうか分かりません。その場ですぐに契約せず、修理の必要性や契約内容を十分に確認し、家族や周りの人にも相談しましょう。

【国民生活センター「見守り新鮮情報 第322号」】



とみリン

■日時 平日（祝日、年末年始を除く）
9時30分～12時／13時～16時

■場所 市役所分庁舎2階

☎・相談先 消費生活センター ☎（93）5348